

○金融庁告示第五十一号

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成二十九年内閣府令第五十五号）の施行に伴い、金融商品取引業等に関する内閣府令第三百二十八条の規定に基づき、金融庁長官等に提出する書類及び情報通信の技術を利用する方法を定める件（平成二十八年金融庁告示第二号）の一部を次のように改正し、同令の施行の日（平成三十年四月一日）から適用する。

平成二十九年十二月二十七日

金融庁長官 森 信親

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） 第三百四十九条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金融 融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。 「一〇五 略」</p> <p>第二条 府令第三百四十九条に規定する情報通信の技術を利用する方 法であつて金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める方法とする。 「一・二 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>第一条 金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「府令」という。） 第三百二十八条に規定する金融庁長官等に提出する書類のうち金 融庁長官が定めるものは、次に掲げる書類とする。 「一〇五 同上」</p> <p>第二条 府令第三百二十八条に規定する情報通信の技術を利用する方 法であつて金融庁長官が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応 じ、当該各号に定める方法とする。 「一・二 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。